



第一回

改めて、 今なぜ分権なのだろうか

Katsuo Matsumoto

ジャーナリスト

松本克夫

衆参両院で全会一致の地方分権推進決議をしたのが一九九三年ですから、これを分権改革の開始宣言と考えると、もう改革の歴史は十六年になります。一般の理解もかなり進んだでしょうから、いままら地方分権のイロハから語る必要はないようにも思えます。ただ、地方分権という言葉が日常的になるに従って、その意味するところが人によってかなり違ってきているのも事実です。この辺で初心に立ち返って整理しておくのも悪くはないでしょう。

第三の改革という壮大な志

九五年に分権改革の内容を審議し政府に勧告するための地方分権推進委員会(諸井慶委員長)が設けられ、第一次分権改革がスタートしました。分権委員会はこの改革を明治維新、戦後改革に続く第三の改革と位置付けていました。それくらい大きな改革をやろうという意気込みでした。江戸時代の幕藩体制を倒して、近代的な中央集権国家をつくり上げた明治維新。それを民主主義を基本としたものに改めた戦後改革。中央集権体制を分権型社会に改めるとともに、民主主義をより実のあるものにするのが第三の改革という訳です。

分権改革が始まる少し前、ソ連・東欧諸国の社会主義体制が次々に崩壊し、東西冷戦の象徴だったベルリンの壁も取り払われました。産業社会は

少品種大量生産から多品種少量生産へ、重厚長大から軽薄短小へ、工業化から情報化・サービス化へ、と変化していましたが、この変化に東欧の中央集権体制は適応できませんでした。鉄鋼やエチレンのような素材中心の産業構造であれば、何万とという量的な計算で済みますから計画経済でもやっていけます。しかし、一人ひとりの好みに応じた生産をしなければならぬ消費社会になったら、とても中央で統制し切れるものではありません。公共サービスでも同じことが言えます。

一律的な仕組みの制度疲労

日本では、市場経済中心できましたから、消費財については東欧的な問題は生じなかったのですが、公共サービスについては似た問題を抱えていました。法令や補助金などによって、自治体を実施するサービスは画一化されていたからです。先進国に追いつけ追い越せを目指し、九年間の義務教育体制を整えたり、大動脈となる道路を整備したり、全国的に最低水準のサービスを確保するのに必死な時代には中央集権的なやり方が有効でした。しかし、やがて一律的なやり方は窮屈に感じられるようになります。消費者の好みは多様化しているのに、同じものしか供給されないようなものだからです。

義務教育の年限は一律でいいとしても、その中

身については地域に合ったものを加味したくなります。補助金を使って、校舎を建て替えるとする、鉄筋コンクリート造りが普通ですが、林業の町では地元の木材を使った木造校舎にしたいという希望もあるでしょう。福祉施設の広さなどが一律的に定められていては、大都市では場所の確保に苦しむことになります。地域の希望と一見公平に見える一律的な仕組みが合わなくなる中央集権体制の制度疲労はどの国でもいつか起きます。

分権委員会が最初に世に示した中間報告では、必要最小限の水準(ナショナル・ミニマム)はおおむね達成されたのに、「国民の多くは真の安らぎと豊かさを実感できない」と指摘しました。地域が自由に公共サービスの在り方を選択できない限り、真の豊かさや民主主義はない。その確信が分権改革の出発点と言えるでしょう。

地方分権改革の動き

- 一九九三年 国会が地方分権推進決議
- 一九九五年 地方分権推進委員会(諸井委員長)発足
- 一九九六年～九八年 地方分権推進委員会五次にわたる勧告
- 二〇〇〇年 地方分権一括法施行
- 二〇〇一年 地方分権改革推進会議(西室議長)発足
- 二〇〇三年～〇五年 三位一体改革
- 二〇〇七年 地方分権改革推進委員会(丹羽委員長)発足
- 二〇〇八年 地方分権改革推進委員会第一、二次勧告
- 二〇〇九年 地方分権改革推進委員会第三次勧告へ